

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第9号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和2年3月27日 専決

橋本市長 平木 哲朗

## 令和元年度 橋本市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度橋本市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,607,647千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月27日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
	4 地 方 道 路 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
8 自 動 車 取 得 税 ・ 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金
	2 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金
9 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金
10 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
14 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	2 県 補 助 金
18 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金
20 諸 収 入	5 雑 入

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
239,024	2,883	241,907
66,000	△5,682	60,318
164,000	9,708	173,708
9,024	△1,144	7,880
0	1	1
25,000	△14,017	10,983
25,000	△14,017	10,983
50,000	751	50,751
50,000	751	50,751
37,000	△10,524	26,476
37,000	△10,524	26,476
1,020,000	5,976	1,025,976
1,020,000	5,976	1,025,976
22,000	2,805	24,805
22,000	2,805	24,805
51,041	△805	50,236
38,852	550	39,402
12,189	△1,355	10,834
119,476	51,454	170,930
30,000	20,454	50,454
89,476	31,000	120,476
8,311,962	61,876	8,373,838
8,311,962	61,876	8,373,838
4,000	△390	3,610
4,000	△390	3,610
3,484,856	△58,639	3,426,217
1,133,911	△58,639	1,075,272
1,870,154	310	1,870,464
560,933	310	561,243
776,061	△98,838	677,223
711,368	△98,838	612,530
671,686	635	672,321
606,919	635	607,554

款	項
21 市	債
	1 市 債
歲 入	合 計

補正前の額	補正額	計
1,952,753	85,600	2,038,353
1,952,753	85,600	2,038,353
26,578,570	29,077	26,607,647

歳 出

款	項
2 総務費	8 市民会館費
3 民生費	2. 児童福祉費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
10 教育費	5 社会教育費 6 保健体育費
歳 出	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,243,688	263	2,243,951
16,586	263	16,849
10,222,820	24,806	10,247,626
4,035,838	24,806	4,060,644
586,754	△834	585,920
555,046	310	555,356
31,708	△1,144	30,564
2,906,202	4,842	2,911,044
401,518	3,629	405,147
657,986	1,213	659,199
26,578,570	29,077	26,607,647

第2表 繰越明許費補正  
(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉総務事業	1,370
		学童保育事業	443
		保育所総務事業	11,500
6 農林水産業費	1 農業費	農林振興事業	600
合		計	13,913

(変更)

単位：千円

款	項	補正前	
		事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改修事業	329,768
合		計	329,768

単位：千円

款	項	補 正 後	
		事 業 名	金 額
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校大規模改修事業	350,375
合		計	350,375

第3表 地方債補正  
(変 更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 317,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 403,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。